

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年3月12日提出
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	プロフェッショナル・ステージ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので平成26年 9月12日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に「中間財務諸表」の記載事項が追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

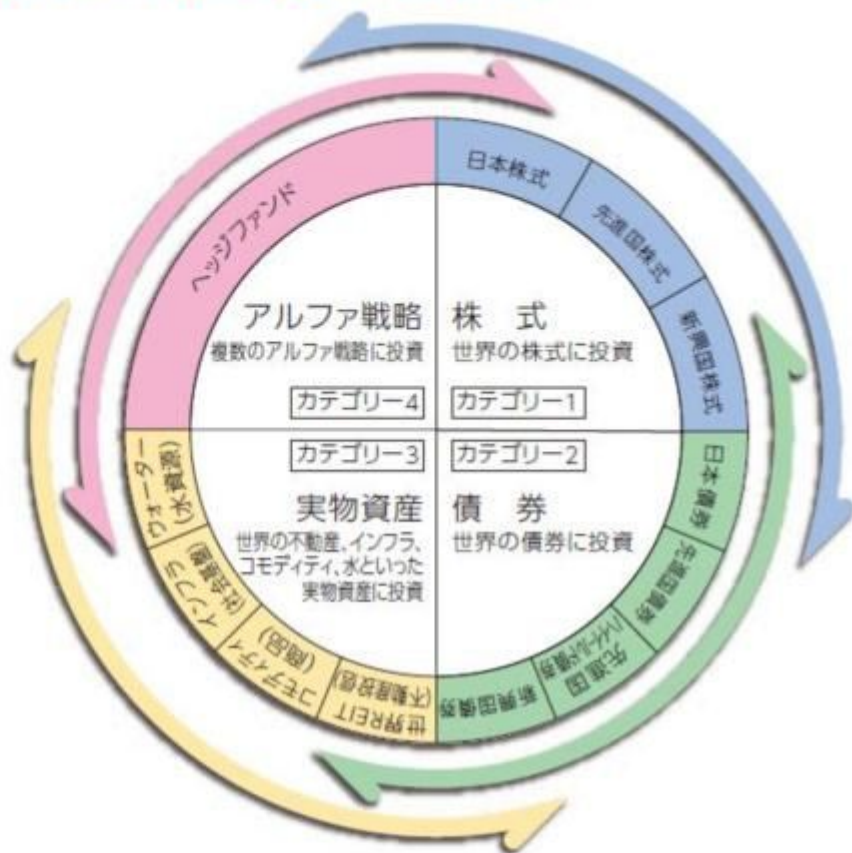
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

1 世界中の投資対象を4つの資産カテゴリー「株式」「債券」「実物資産」「アルファ戦略」に分け、国際分散投資を行ないます。



- ※ 各資産カテゴリーおよび各資産クラスの配分は、市場環境などに鑑みて随時見直しを行ないます。
- ※ 右図はイメージであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。
- ※ 「実物資産」、「アルファ戦略」の資産カテゴリーとして、株式や債券に投資する場合があります。

「アルファ戦略」とは

市場動向に左右されにくい収益獲得をめざす運用戦略全体を指します。アルファ戦略の代表的なものとしては、アービトラージ戦略、マーケット・ニュートラル戦略、ロング・ショート戦略およびグローバル・マクロ戦略などがあります。

●アービトラージ戦略

市場価格と理論価格のギャップに注目し、将来、両者が収束することを前提として、その売りと買いを組み合わせ、裁定取引(アービトラージ)を行なう投資手法です。

●ロング・ショート戦略

割安と判断する資産(例えば株式)を買い、割高と判断する別の資産(例えば異なる株式)を売るという投資手法です。

●マーケット・ニュートラル戦略

市場が上下どちらに動いても収益獲得をめざすことができるよう、ポートフォリオをほぼ同金額の買い持ち(ロング)、売り持ち(ショート)で構成し、買い持ちと売り持ちの合計をほぼゼロとする投資手法です。

●グローバル・マクロ戦略

世界各国の経済、金利、為替などのマクロ指標を調査・分析し、それに基づき株式、債券、通貨、商品などについて買い持ち(ロング)、売り持ち(ショート)をとる投資手法です。

実物資産クラスの追加

不動産、ウォーター、インフラ（社会基盤整備）、コモディティなどの実物資産

- ・ 当ファンドでは、不動産、ウォーター、インフラ（社会基盤整備）、コモディティなどに関連する株式や、実際に目に見える資産に投資します。実際の運用においては、不動産は不動産投資信託（REIT）、コモディティは商品先物などの金融商品を通じて投資を行いません。



※上図はイメージです。

機動的な資産配分変更

資産クラスの追加

- ・ 日々進化するマーケット環境を柔軟に捉えるため、アルファ戦略や資産クラスを適宜追加します。

リスク低減の期待

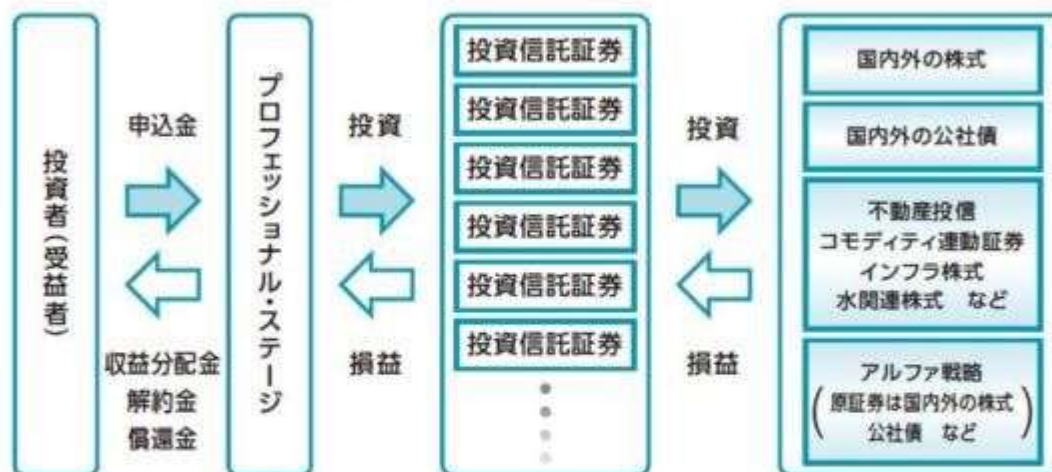
- ・ さまざまな資産、地域に投資することでリスク低減が期待できます。

2 投資対象とする各投資信託証券の選定や組入比率については
日興アセットマネジメントのシンガポール現地法人の専門部署が助言を行いません。

※株式、債券、実物資産など複数の資産に投資する投資信託証券を組み入れる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※詳細な投資先投資信託証券については、後述の追加的記載事項をご覧ください。

(主な投資制限) ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針) ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

当ファンドが投資を行なう投資信託証券は、資産カテゴリーおよび資産クラスごとに以下のものを定めています。

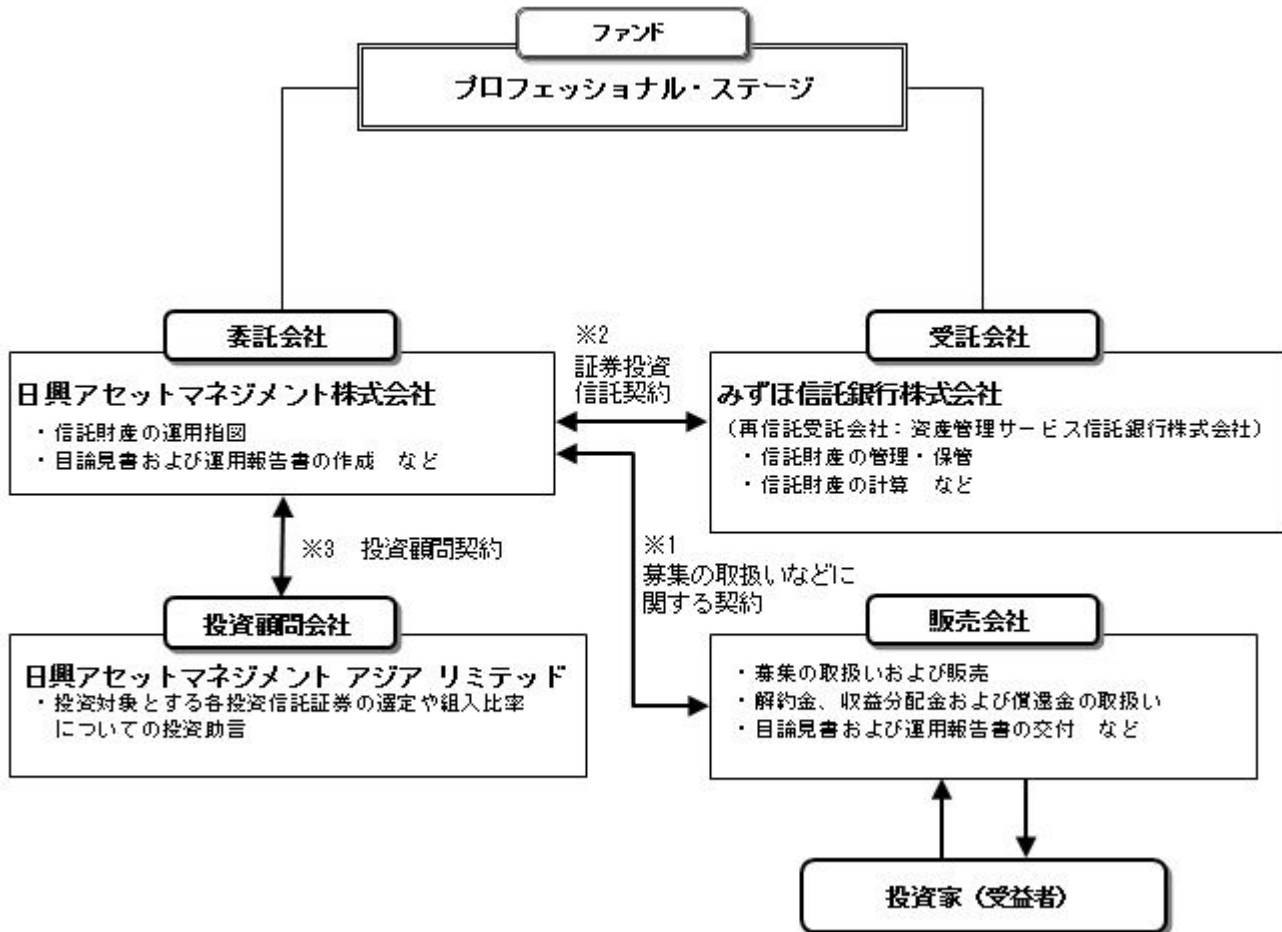
資産カテゴリー	資産クラス	投資信託証券
株式	日本株式	上場インデックスファンドTOPIX
		日興AMジャパン・インサイト・ファンド クラスA
	先進国株式	iシェアーズ グローバル公益事業 ETF
		SPDR ダウ工業株平均 ETF
		iシェアーズ・コア S&P 500 ETF
		iシェアーズ ラッセル 2000 ETF
		iシェアーズ ラッセル 1000 グロース ETF
		iシェアーズ ラッセル 1000 パリ्यू ETF
		iシェアーズ ラッセル ミッドキャップ ETF
		公益事業セレクト・セクターSPDRファンド
		生活必需品セレクト・セクターSPDRファンド
		パワーシェアーズ・キューキューキュー・トラスト・シリーズ1
		iシェアーズ ヨーロッパ ETF
	上場インデックスファンド海外先進国株式(MSCI-KOKUSAI)	
	新興国株式	JPMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
		iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF
上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)		
日興AMアジア・パシフィック・ファンド(除く日本) クラスA		
債券	日本債券	日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)
	先進国債券	SPDR バークレイズ・インターナショナル・トレジャリー・ボンド ETF
		iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF
		iシェアーズ 米国国債 7-10年 ETF
		iシェアーズ 米国国債 1-3年 ETF
		iシェアーズ 米国物価連動国債 ETF
	上場インデックスファンド海外債券(Citi WGBI) 毎月分配型	
	先進国ハイイールド債券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド社債 ETF
	新興国債券	スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定)
		マーケット・ベクトル新興国債券(現地通貨建て)ETF
iシェアーズ JPモルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF		

資産カテゴリー	資産クラス	投資信託証券
実物資産	世界REIT(不動産投信)	世界REITマザーファンド
	コモディティ(商品)	iシェアーズ グローバル・エネルギー ETF
		iシェアーズ S&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト
		ナチュラル・リソース・ファンド ブラジルリアル・クラス
		ナチュラル・リソース・ファンド 南アフリカランド・クラス
		ナチュラル・リソース・ファンド オーストラリアドル・クラス
		ナチュラル・リソース・ファンド 日本円・クラス
		ナチュラル・リソース・ファンド 米ドル・クラス
	インフラ(社会基盤)	世界インフラ株マザーファンド iシェアーズ グローバル・インフラ ETF
	ウォーター(水資源)	SAM ウォーター ファンド パワーシェアーズ・ウォーター・リソース・ポートフォリオ
株式 債券 実物資産	日本株式 先進国株式 新興国株式 日本債券 先進国債券 先進国ハイイールド債券 新興国債券 世界REIT(不動産投信) コモディティ(商品) インフラ(社会基盤)	日興AMグローバル・マルチ・アセット・ファンド クラスP
アルファ戦略	アルファ戦略	GDAAストラテジーファンド クラスB

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

ファンドの仕組み



< 更新後 >

委託会社の概況（平成26年12月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(2)【投資対象】

< 更新後 >

投資対象とする投資信託証券の概要

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用の基本方針、ファンドに係る費用などについて、平成27年 3月12日現在で委託会社が知りうる情報などを基に記載したものです。

今後、投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合などにより、記載の内容が変更となる場合があります。

ます。

< 上場インデックスファンド T O P I X >

運用の基本方針	
基本方針	T O P I X（東証株価指数）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	T O P I X（東証株価指数）の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、T O P I X（東証株価指数）の構成銘柄等に投資し、同指数に連動する投資成果をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資割合には制限を設けません。 ・ 外貨建資産への投資は行ないません。 ・ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.09504%（税抜0.088%）
その他報酬	有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54（税抜0.5）以内を乗じて得た額
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、監査費用、信託事務の処理に要する諸費用、受益権の上場に係る費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成13年12月20日設定）
決算日	毎年7月8日

< 日興 A M ジャパン・インサイト・ファンド クラス A >（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）

運用の基本方針	
基本方針	わが国の金融商品取引所上場株式に投資を行ない、T O P I X（東証株価指数）に対する超過収益の獲得をめざします。
主な投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として、東証一部上場株式に投資し、T O P I X（東証株価指数）に対する超過収益の獲得をめざします。運用にあたっては、ファンダメンタルズ分析に基づく定性判断と定量分析によるスクリーニングにより、株価が割安と判断される銘柄を選定します。 ・ 株式の組入比率は、原則として90%以上とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、同一発行体が発行する有価証券の組入れは、純資産総額の10%以内とします。 ・ 借入れ額は、純資産総額の10%以内とします。
収益分配	原則として、毎決算時に、収益分配を行なうことができます。

ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.90%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント株式会社
管理会社	日興AMルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年12月31日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< i シェアーズ グローバル公益事業 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	S & P グローバル1200公益事業セクター・インデックス（世界の公益事業関連株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P グローバル1200公益事業セクター・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、S & P グローバル1200公益事業セクター・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年2回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行いません。

ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.48%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2006年9月12日設定）
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< S P D R ダウ工業株平均 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ダウ・ジョーンズ工業株価平均に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	ダウ・ジョーンズ工業株価平均の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、ダウ・ジョーンズ工業株価平均の構成銘柄等に投資し、同指数のリターンに、費用控除前で、概ね一致する投資成果をめざします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・本信託は、1940年投資会社法第12条(d)(1)の制限に服します。 ・これは、(a)本信託が登録投資会社の発行済株式の3%を超えて保有する範囲において、本信託は当該登録投資会社に投資することができず、(b)本信託は、登録投資会社1社の証券にその総資産の5%を超えて投資することができず、また(c)本信託は、全体で登録投資会社の証券にその総資産の10%を超えて投資することができない、ということの意味をします。
収益分配	原則として、毎月分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.17%程度（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
信託期間	期間の定めはないが、2123年1月13日を越えないこととします。 （1998年1月14日設定）
決算日	毎年10月31日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< i シェアーズ・コア S & P 500 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	S & P 500（米国株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P 500の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、S & P 500の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 ・原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年2回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.07%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2000年5月15日設定）
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< i シェアーズ ラッセル 2000 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ラッセル 2000 インデックス（米国株式市場に上場する小型株の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	ラッセル 2000 インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、ラッセル 2000 インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 ・原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年4回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行いません。

ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.20%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

その他

運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2000年5月22日設定）
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< i シェアーズ ラッセル 1000 グロース E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ラッセル 1000 グロース インデックス（米国株式市場に上場する大型グロース株の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	ラッセル 1000 グロース インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、ラッセル 1000 グロース インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 ・原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。

収益分配	一般に、インカムゲインに関して年4回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.20%以内(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2000年5月22日設定)
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< i シェアーズ ラッセル 1000 バリュール ETF > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	ラッセル 1000 バリュール インデックス(米国株式市場に上場する大型バリュール株の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	ラッセル 1000 バリュール インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、ラッセル 1000 バリュール インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年4回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.20%以内(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限(2000年5月22日設定)
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< i シェアーズ ラッセル ミッドキャップ ETF > (米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
----------------	--

基本方針	ラッセル ミッドキャップ インデックス（米国株式市場に上場する中型株の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	ラッセル ミッドキャップ インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、ラッセル ミッドキャップ インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年4回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。

ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.20%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

その他

運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2001年7月17日設定）
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< 公益事業セレクト・セクター S P D R ファンド >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針

基本方針	S & P 公益事業セレクト・セクター指数（米国の公益事業関連株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P 公益事業セレクト・セクター指数の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、S & P 公益事業セレクト・セクター指数の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	・通常、総資産の95%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	原則として、年4回の分配を行ないます。

ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.16%程度（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

その他

運用会社	S S g A ファンズ・マネジメント・インク
------	-------------------------

信託期間	無期限（1998年12月16日設定）
決算日	毎年9月30日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<生活必需品セレクト・セクターSPDRファンド>（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	S & P 生活必需品セレクト・セクター指数（米国の生活必需品関連株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P 生活必需品セレクト・セクター指数の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、S & P 生活必需品セレクト・セクター指数の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	・通常、総資産の95%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	原則として、年4回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.16%程度（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	SSgA ファンズ・マネジメント・インク
信託期間	無期限（1998年12月16日設定）
決算日	毎年9月30日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<パワーシェアーズ・キューキューキュー・トラスト・シリーズ1>（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ナスダック100指数に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	ナスダック100指数の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、ナスダック100指数の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をあげることをめざします。
主な投資制限	1940年投資会社法による制限
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年4回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.20%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

その他	
運用会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
信託期間	無期限（1999年3月10日設定）
決算日	毎年9月30日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< i シェアーズ ヨーロッパ E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	S & P ヨーロッパ350（欧州株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P ヨーロッパ350の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、S & P ヨーロッパ350の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年2回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。

ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.60%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

その他

運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2000年7月25日設定）
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< 上場インデックスファンド海外先進国株式（MSCI-KOKUSAI）>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI-KOKUSAIインデックス [*] の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI-KOKUSAIインデックスの変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> 純資産総額に対し年率0.162%（税抜0.15%） 投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.108%（税抜0.1%）程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.27%（税抜0.25%）程度となります。 <p>受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</p>
その他報酬	有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54（税抜0.5）以内を乗じて得た額
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、目論見書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税、受益権の上場に係る費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成22年1月22日設定）
決算日	毎年1月20日

* MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc. が発表している、日本を除く世界の主要国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

< JPMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主な投資対象	「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、経済事情や投資環境などの急変などが起きた場合、為替ヘッジを行なうことがあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、市場リスク量が信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。
収益分配	毎決算時に、基準価額水準、市況動向などを勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.9288%（税抜0.86%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用など）、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成18年12月11日設定）
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各6日（休業日の場合は翌営業日）

（ご参考）JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主な投資対象	<p>世界の新興国で上場または取引されている株式に投資します。ここで「新興国」とは、投資顧問会社が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。</p> <p>上記の株式には、以下の有価証券を含みます。</p> <p>イ．上記の株式にかかる預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）</p> <p>ロ．金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち、上記の株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「カバード・ワラント」といいます。）</p> <p>ハ．社債（外国法人の発行するものを含みます。）のうち、上記の株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または上記の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「株価連動社債」といいます。）</p>
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主に、世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行ないます。 ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、市場リスク量が信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（投資一任）
信託期間	無期限（平成18年7月28日設定）
決算日	毎年7月26日（休業日の場合は翌営業日）

< i シェアーズ M S C I エマージング・マーケット E T F >（米国籍米ドル建外国投資法人）

運用の基本方針	
基本方針	M S C I エマージング・マーケット・インデックス（新興国株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	M S C I エマージング・マーケット・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、M S C I エマージング・マーケット・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 ・原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年2回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.75%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2003年4月7日設定）
決算日	毎年8月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< 上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング） >

運用の基本方針	
----------------	--

基本方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI エマージング・マーケット・インデックス [*] の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を円換算したMSCI エマージング・マーケット・インデックスの変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。

ファンドに係る費用

信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> 純資産総額に対し年率0.162% (税抜0.15%) 投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率(年率)0.108% (税抜0.1%)程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は0.27% (税抜0.25%)程度となります。 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。
その他報酬	有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に0.54 (税抜0.5)以内を乗じて得た額
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3% (1口当たり)
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、目論見書などの印刷および交付に係る費用など)、信託財産に関する租税、受益権の上場に係る費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限(平成22年1月22日設定)
決算日	毎年1月20日

*MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表している、世界の新興国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<日興AMアジア・パシフィック・ファンド(除く日本) クラスA> (ルクセンブルグ籍米ドル建外国投資法人)

運用の基本方針

基本方針	日本を除くアジア太平洋地域の国の株式に投資を行ないます。
主な投資対象	日本を除くアジア太平洋地域の国の株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、日本を除くアジア太平洋地域の国の株式に投資します。運用にあたっては、ボトムアップの企業分析とトップダウンのマクロ見通しを融合して、ポートフォリオを構築します。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、同一発行体が発行する有価証券の組入れは、純資産総額の10%以内とします。 ・借入れ額は、純資産総額の10%以内とします。
収益分配	原則として、毎決算時に、収益分配を行なうことができます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.90%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド
管理会社	日興AMルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年12月31日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< 日本短期債券マスターファンド（適格機関投資家向け） >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の成長を目的として安定運用を行ないます。
主な投資対象	「日本短期債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、「日本短期債券マザーファンド」受益証券に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）[*]の動きを上回る投資成果をめざします。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては組入比率を引き下げる場合もあります。 ・また、市況動向によっては有価証券などへの直接投資を行なうこともあります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の30%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	毎決算時に、基準価額水準、市況動向などを勘案して分配を行ないます。

ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.162%（税抜0.15%）
申込手数料	ファンドで買い付ける場合はありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、運用報告書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成18年9月29日設定）
決算日	毎月22日（休業日の場合は翌営業日）

* 日興債券パフォーマンスインデックス（総合）は、日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社が発表している、日本の債券市場の動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債などの円建て公募利付債で構成されています。対象となる債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、格付会社からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。日興債券パフォーマンスインデックス（総合）には、債券の残存期間別に、短期・中期・長期などのサブインデックスがあり、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）は、残存期間1年以上3年未満の短期の債券市場の動きを表す指数です。
同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はSMB C日興証券株式会社に帰属します。また、SMB C日興証券株式会社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

（ご参考）日本短期債券マザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	わが国の短期公社債に投資を行ない、安定した収益の確保と売買益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の短期公社債を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主としてわが国の短期公社債に投資を行ない、日興債券パフォーマンスインデックス（総合・短期）（以下「ベンチマーク」といいます。）の動きを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 投資対象とする公社債は、原則としてその格付（格付が付与されていない場合は、委託会社が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを用いるものとします。）が投資適格（BBBマイナス格相当以上）のものとなります。 公社債への投資にあたっては、主にデュレーション調整戦略、イールド・カーブ調整戦略、セクター・アロケーション戦略、クレジット戦略および銘柄選択などにより、ベンチマークに対する超過収益の獲得をめざします。なお、債券先物取引などをヘッジ目的に限定せずに積極的に活用します。 ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成11年10月29日設定）
決算日	毎年10月28日（休業日の場合は翌営業日）

< SPDR バークレイズ・インターナショナル・トレジャリー・ボンド ETF >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	バークレイズ・グローバル・トレジャリー・インデックス（除く米国）（投資適格の国（米国を除く）が発行する現地通貨建て国債市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	バークレイズ・グローバル・トレジャリー・インデックス（除く米国）の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、バークレイズ・グローバル・トレジャリー・インデックス（除く米国）の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	・一般に、総資産の80%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、毎月分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.50%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	SSgA ファンズ・マネジメント・インク
信託期間	無期限（2007年10月2日設定）
決算日	毎年6月30日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を

行ないます。

< i シェアーズ・コア 米国総合債券市場 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	パークレイズ 米国総合インデックス（米国の米ドル建て投資適格債券市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	パークレイズ 米国総合インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、パークレイズ 米国総合インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して毎月、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.08%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2003年9月22日設定）
決算日	毎年2月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< i シェアーズ 米国国債 7-10年 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	パークレイズ米国国債（7-10年）インデックス（残存期間7年以上10年未満の米国国債の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	パークレイズ米国国債（7-10年）インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、パークレイズ米国国債（7-10年）インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。 総資産の95%以上を米国国債に投資します。 対象指数の構成銘柄以外の米国国債への投資は、総資産の10%以下とします。

収益分配	一般に、インカムゲインに関して毎月、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.15%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2002年7月22日設定）
決算日	毎年2月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< i シェアーズ 米回国債 1-3年 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	パークレイズ米回国債（1-3年）インデックス（残存期間一年以上3年未満の米回国債の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	パークレイズ米回国債（1-3年）インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、パークレイズ米回国債（1-3年）インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。 総資産の95%以上を米回国債に投資します。 対象指数の構成銘柄以外の米回国債への投資は、総資産の10%以下とします。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して毎月、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.15%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2002年7月22日設定）
決算日	毎年2月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< i シェアーズ 米国物価連動国債 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	パークレイズ 米国 T I P S インデックス(シリーズ L)（米国の物価連動国債市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	パークレイズ 米国 T I P S インデックス(シリーズ L)の構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、パークレイズ 米国 T I P S インデックス(シリーズ L)の構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。 総資産の95%以上を米国国債に投資します。 対象指数の構成銘柄以外の米国国債への投資は、総資産の10%以下とします。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して毎月、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.20%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2003年12月4日設定）
決算日	毎年10月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< 上場インデックスファンド海外債券 (Citi WGBI) 毎月分配型 >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	信託財産の1口あたりの純資産額の変動率をシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざして、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益分配	毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
ファンドに係る費用	

信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産総額に対し年率0.162%（税抜0.15%） ・投資対象とする投資信託証券の組入りに係る信託報酬率（年率）0.108%（税抜0.1%）程度がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.27%（税抜0.25%）程度となります。 <p>受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</p>
その他報酬	有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料に0.54（税抜0.5）以内を乗じて得た額
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.2%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、目論見書などの印刷および交付に係る費用など）、信託財産に関する租税、受益権の上場に係る費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成21年9月25日設定）
決算日	毎月10日

< iシェアーズ i B o x x 米ドル建てハイイールド社債 E T F >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	i B o x x 米ドル建てリキッド・ハイイールド・インデックス（米国の米ドル建てハイイールド債券市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	i B o x x 米ドル建てリキッド・ハイイールド・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、i B o x x 米ドル建てリキッド・ハイイールド・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 ・原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して毎月、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.50%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2007年4月4日設定）

決算日	毎年2月末日
-----	--------

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

<スタンディッシュ・メロン世界新興国ソブリン・ファンド（適格機関投資家限定）>

運用の基本方針	
基本方針	主として、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」受益証券への投資を通じ、新興国が発行した国債など（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債なども含みます。）に投資することにより、安定的な収益確保を図るとともに、信託財産の中長期的に確実な成長をめざして運用を行なうことを基本とします。
主な投資対象	「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債なども含みます。） 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。 JPモルガン G B I E M ディバーシファイド（円ベース）[*]をベンチマークとします。 市況動向、資金動向その他の要因などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> マザーファンド受益証券の投資割合には、制限を設けません。 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	原則として、毎決算時に収益分配を行いません。収益分配金額は、基準価額水準などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.6048%（税抜0.56%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用など）、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成19年8月1日設定）
決算日	毎月17日（休業日の場合は翌営業日）

* JPモルガン G B I E M ディバーシファイドは、JPモルガンが発表している、エマージング・カントリーの債券市場の合成パフォーマンスを表す指数です。同指数の(円ベース)とは、現地通貨建指数を円換算したものです。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はJPモルガンに帰属します。また、JPモルガンは、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(ご参考)メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	新興国が発行した現地通貨建ての国債などを主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債券)に投資します。 ・ポートフォリオの構築にあたっては、同一国の債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の25%以下とするほか、現地通貨以外の通貨建ての債券への投資割合を取得時の信託財産の純資産総額の30%以下とすることを基本とします。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。 ・JPモルガン G B I E M ディバーシファイド(円ベース)をベンチマークとします。 ・運用にあたっては、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、運用の指図に関する権限を委託します。 ・市況動向、資金動向その他の要因などによっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ・外国為替取引(直物為替先渡取引を含みます。)の利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他	
委託会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー(投資一任)
信託期間	無期限(平成19年5月31日設定)
決算日	毎年5月17日(休業日の場合は翌営業日)

<マーケット・ベクトル新興国債券(現地通貨建て)ETF>(米国籍米ドル建外国投資法人)

運用の基本方針	
基本方針	JPモルガン国債指数新興国市場グローバル・コアに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	JPモルガン国債指数新興国市場グローバル・コアの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	JPモルガン国債指数新興国市場グローバル・コアの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りにできるだけ連動する投資成果を上げることが目標とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、JPモルガン国債指数新興国市場グローバル・コアを構成する証券に資産全体の80%以上を投資します。 ・JPモルガン国債指数新興国市場グローバル・コアが特定の産業や産業グループに集中する場合、ファンドは特定の産業または産業グループに集中して投資を行うことがあります。
収益分配	原則として、インカムゲインに関して毎月、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行いません。

ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.49%以内(国内における消費税等相当額はかかりません。)
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

その他

運用会社	ヴァン・エック・アソシエーツ・コーポレーション
信託期間	無期限(2010年7月22日設定)
決算日	毎年4月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

<iシェアーズJPモルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF>(米国籍米ドル建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	JPモルガン EMBI グローバル・コア・インデックス(米ドル建てエマージング市場債券の値動きを表す指数です。)に連動する投資成果をめざします。

主な投資対象	JPモルガン EMBI グローバル・コア・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、JPモルガン EMBI グローバル・コア・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して毎月、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。

ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.60%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。

その他

運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2007年12月17日設定）
決算日	毎年10月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<世界REITマザーファンド>

運用の基本方針

基本方針	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、インカム収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として、世界各国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長をめざします。 不動産投資信託証券の銘柄選定にあたっては、世界各国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券の中から、各銘柄毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。 不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。 ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
投資顧問会社	ラサール インベストメント マネージメント セキュリティーズ エルエルシー（投資一任）
信託期間	無期限（平成16年3月26日設定）
決算日	毎年1月5日（休業日の場合は翌営業日）

< i シェアーズ グローバル・エネルギー ETF >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	S & P グローバル1200エネルギー・セクター・インデックス（世界のエネルギー関連株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P グローバル1200エネルギー・セクター・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、S & P グローバル1200エネルギー・セクター・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 ・原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年2回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行ないます。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.48%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）

売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2001年11月12日設定）
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< iシェアーズ S & P G S C I コモディティ・インデックス・トラスト >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	S & P G S C I トータル・リターン・インデックス（コモディティ市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P G S C I エクセス・リターン・インデックスの先物取引および短期証券等を主要投資対象とします
投資方針	S & P G S C I トータル・リターン・インデックスの値動きと概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	-
収益分配	分配を行なう義務はありません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.75%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	iシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー
信託期間	無期限（2006年7月10日設定）
決算日	毎年12月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

- < ナチュラル・リソース・ファンド ブラジルリアル・クラス >（ケイマン籍円建外国投資信託）
 < ナチュラル・リソース・ファンド 南アフリカランド・クラス >（ケイマン籍円建外国投資信託）
 < ナチュラル・リソース・ファンド オーストラリアドル・クラス >（ケイマン籍円建外国投資信託）
 < ナチュラル・リソース・ファンド 日本円・クラス >（ケイマン籍円建外国投資信託）
 < ナチュラル・リソース・ファンド 米ドル・クラス >（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざします。
主な投資対象	世界の米ドル建て資源関連株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。

投資方針	<p><全クラス共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 世界の米ドル建て資源関連株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。 銘柄選択にあたっては、企業の財務データなどに基づく定量分析と業界内での競争力や経営者のマネジメント能力の評価といった定性分析を実施します。 <p><ブラジルリアル・クラス></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、純資産総額と同額程度のブラジルリアル買い/米ドル売りの為替取引を行ないます。 <p><南アフリカランド・クラス></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、純資産総額と同額程度の南アフリカランド買い/米ドル売りの為替取引を行ないます。 <p><オーストラリアドル・クラス></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、純資産総額と同額程度のオーストラリアドル買い/米ドル売りの為替取引を行ないます。 <p><日本円・クラス></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、純資産総額と同額程度の日本円買い/米ドル売りの為替ヘッジを行ないます。 <p><米ドル・クラス></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、米ドル建てのまま運用を行ないます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合に制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	原則として、毎月12日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。なお、管理会社の判断により収益分配を行わないことがあります。

ファンドに係る費用

信託報酬など	純資産総額に対して年率0.71%以内 （国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。

その他

投資顧問会社	日興アセットマネジメント アメリカズ・インク
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2109年12月31日まで
決算日	原則として、毎年2月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<世界インフラ株マザーファンド>

運用の基本方針

基本方針	世界各国の株式等に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界各国の企業が発行する金融商品取引所上場株式（預託証券を含みます。）および株式に類似する権利を主要投資対象とします。

投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、世界各国のインフラ関連企業の金融商品取引所上場の株式（預託証券を含みます。）および株式に類似する権利（「株式等」といいます。）に投資を行ない、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。 ・株式等の銘柄選定にあたっては、市場動向や銘柄毎の成長性、収益性および流動性などを勘案して投資を行ないます。 ・株式等の組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・なお、株式に類似する権利への投資比率は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。 ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないませんが、市況環境などを勘案して為替ヘッジを行なうことがあります。この場合、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
投資顧問会社	マッコリー・キャピタル・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成19年4月26日設定）
決算日	毎年6月12日（休業日の場合は翌営業日）

< i シェアーズ グローバル・インフラ ETF >（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	S & P グローバル・インフラストラクチャー・インデックス（世界のインフラストラクチャー関連株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	S & P グローバル・インフラストラクチャー・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。

投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、S & Pグローバル・インフラストラクチャー・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。 ・原則として、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、インカムゲインに関して年2回、キャピタルゲインに関しては年1回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.48%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
信託期間	無期限（2007年12月10日設定）
決算日	毎年3月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

< S A M ウォーター ファンド >（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	水関連企業への投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行いません。
主な投資対象	世界各国の株式市場に上場している水関連企業を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の水関連企業の中から、持続的な成長が期待できる企業を選定し、投資します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・1銘柄の組入れは、原則として組入れ時の純資産総額の10%を限度として投資します。 ・借入残高の合計金額が、純資産総額の10%未満の範囲で借入れを行なう場合があります。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、基準価額水準、市況動向などを勘案して決定し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.58%（国内における消費税等相当額はかかりません。） この他に、固定報酬として月額30万円がかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	ロベコSAM

管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年12月31日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

<パワーシェアーズ・ウォーター・リソーシズ・ポートフォリオ>（米国籍米ドル建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ナスダック O M X 米国ウォーター・インデックス（米国の水事業関連株式市場の値動きを表す指数です。）に連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	ナスダック O M X 米国ウォーター・インデックスの構成銘柄等を主要投資対象とします。
投資方針	主として、ナスダック O M X 米国ウォーター・インデックスの構成銘柄等に投資し、同指数の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果をめざします。
主な投資制限	・一般に、総資産の90%以上を対象指数の構成銘柄に投資します。
収益分配	一般に、年4回の分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.50%（国内における消費税等相当額はかかりません。）
売買手数料	取扱会社が定める手数料とします。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料など。
その他	
運用会社	インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
信託期間	無期限（2005年12月6日設定）
決算日	毎年4月30日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

<日興AMグローバル・マルチ・アセット・ファンド クラスP>（ルクセンブルグ籍外国投資法人）

運用の基本方針	
基本方針	中長期的なトータルリターンを最大化を目指します。
主な投資対象	世界の株式や債券を主要投資対象とします。また、通貨、REITおよびコモディティ関連のデリバティブ取引等にも投資します。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市況動向の変化に応じて、各アセットクラスへの投資配分を変更します。 ・通常、様々な国、業種、市場セクターに投資します。（新興国にも投資します。） ・上記に加え、レラティブバリューストратジーを用いることがあります。

主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 純資産の5%を超えてUCITSやその他UCIs（ETFを除きます。）への投資は行ないません。 純資産の20%を超えて一銘柄のETF（その他UCIsに限ります。）への投資は行ないません。 純資産の30%を超えてETF（その他UCIsに限ります。）への投資は行ないません。 同一のUCITSもしくはその他UCIsの発行済み持ち分の20%を超えて投資は行ないません。 借入れ額は、純資産総額の10%以内とします。
収益分配	投資主総会もしくは取締役会の決議で収益分配を行なうことがあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対して年率0.15% （国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド
管理会社	日興AMルクセンブルグ・エス・エイ
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年12月31日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

< G D A ストラテジーファンド クラスB >（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ロング・ショート相対価値戦略により、世界の株式市場や債券市場と関連の低い安定的な絶対リターンを獲得することをめざします。
主な投資対象	O E C D 諸国の債券および通貨を主な投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 先進各国の債券先物取引および外国為替予約取引などを用いたロング・ショート相対価値戦略を採用することで、世界の株式市場や債券市場に対して関連の低いリターンの獲得をめざします。 独自に開発された計量モデルによる分析に、運用チームによる定性分析を加味してポートフォリオを構築します。 外貨建資産に関しては、原則として為替ヘッジを行ないます。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
収益分配	原則として、分配は行ないません。ただし、管理会社の判断により分配を行なう場合もあります。
ファンドに係る費用	

信託報酬など	純資産総額に対し年率1.65%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。） さらに、当該ファンドの純資産価額（固定報酬控除後、成功報酬控除前）がハイ・ウォーター・マーク（純資産価額の過去の最高値）を上回る場合、その上回る分の20%相当額を成功報酬としてファンドから収受します。 この他に、固定報酬として年額8,500米ドルがかかります。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	日興アセットマネジメント アメリカズ・インク
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日

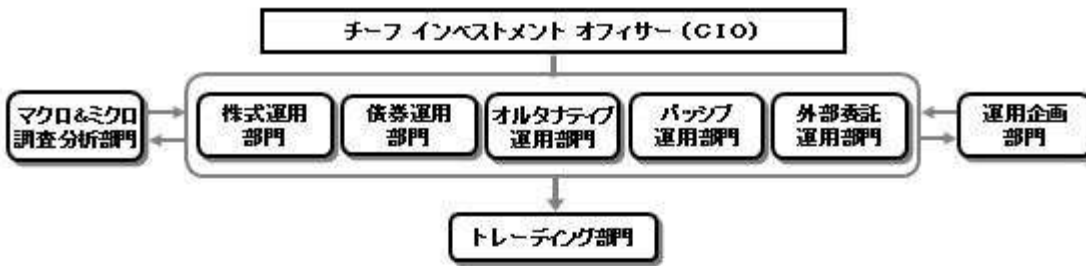
上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

（３）【運用体制】

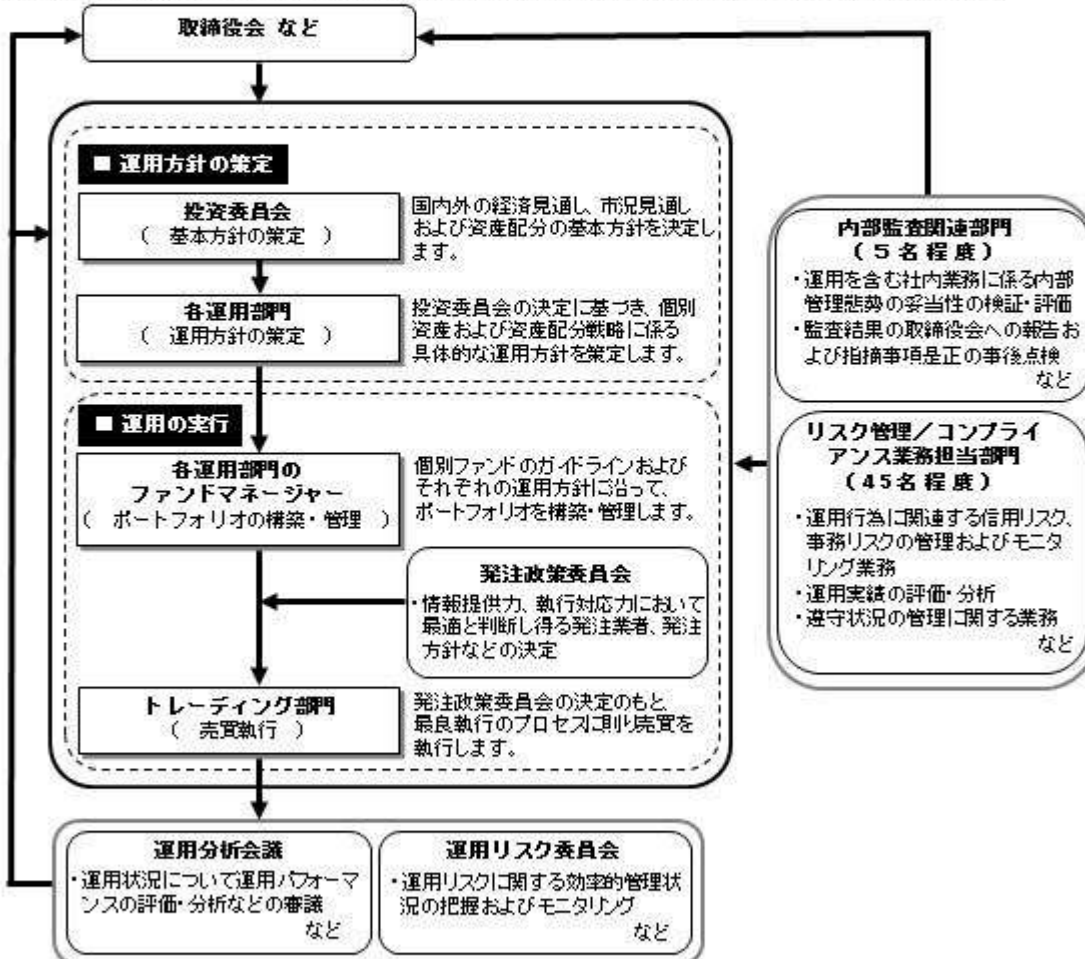
<更新後>

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかのモニタリングを行っております。

上記体制は平成26年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

< 更新後 >

< その他の留意事項 >

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由によ

り基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券(マザーファンドが投資対象とする投資信託証券を含みます。)にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

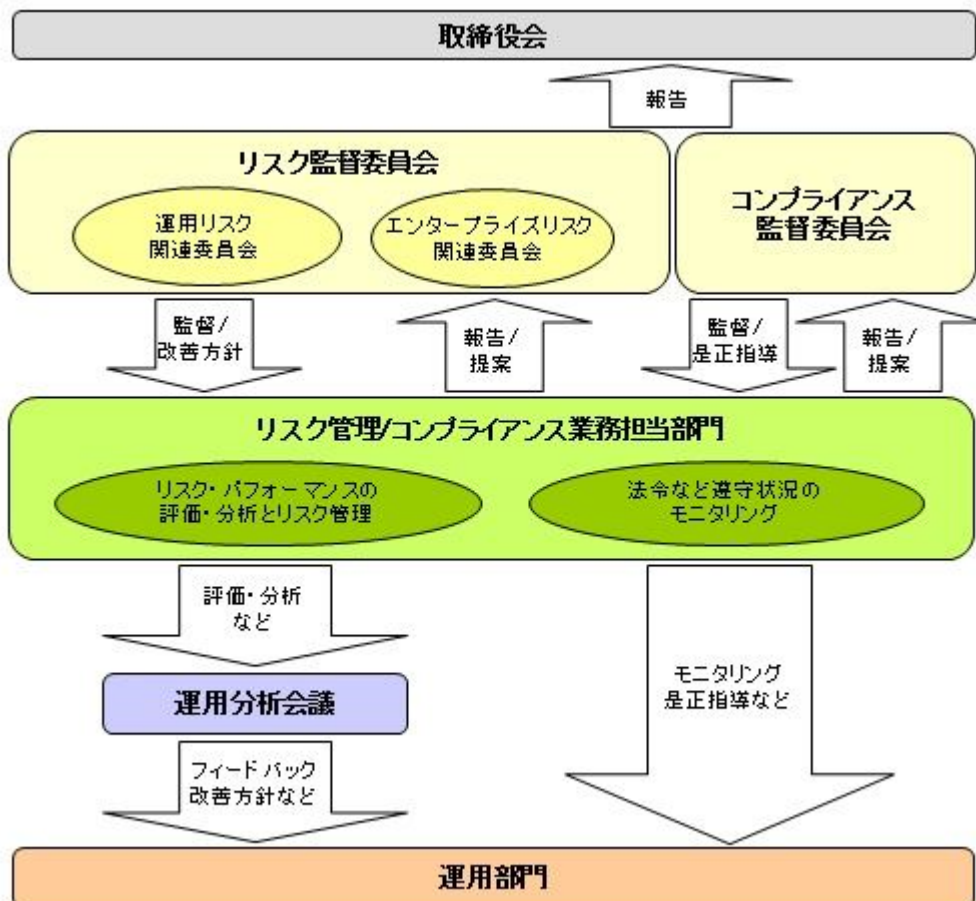
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

<更新後>

(2) リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)におけるリスク管理体制>



全社的なリスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行いません。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行いません。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行いません。

上記体制は平成26年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 更新後 >

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.1%	12.3%	20.2%	13.7%	2.3%	7.5%	10.0%
最大値	34.9%	65.0%	65.7%	82.4%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-11.7%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

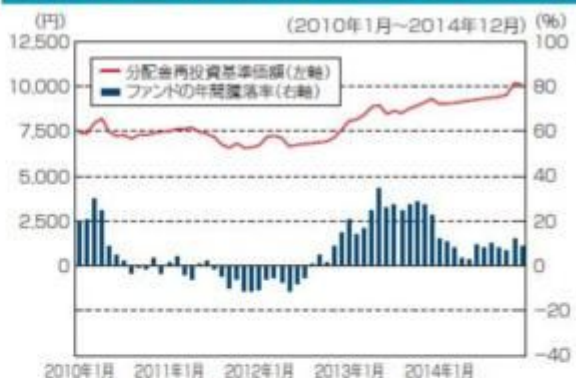
日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2010年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 …… NOMURA-ボンドパフォーマンス・インデックス国債

先進国債 …… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX、配当込)

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup

Index LLC に帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

<更新後>

販売会社が定めるものとしします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
 - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
 - ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができます場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（3）【信託報酬等】

<更新後>

信託報酬

信託報酬率（税込、年率）<純資産総額に対し>	
当ファンド	1.1124%
実質的負担（概算値）	1.37%～1.85%程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.1124%（税抜1.03%）の率を乗じて得た額とします。
 - ・当ファンドの信託報酬率に投資対象とする投資信託証券の報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（不動産投信を除きます。）について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率1.37%～1.85%（税込）程度となります。ただし、この値はあくまでも目安であり、実際の投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。
- この他に、投資対象とする投資信託証券の一部においては、運用実績により成功報酬がかかる場合や、固定報酬がかかる場合があります。
- この他に、投資対象とする投資信託証券が不動産投信に投資する場合には、不動産投信の運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」- 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の 純資産総額	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分		0.38%	0.60%	

100億円超 200億円以下の部分	1.03%	0.33%	0.65%	0.05%
200億円超の部分		0.28%	0.70%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

当ファンドの投資顧問会社（日興アセットマネジメント アジア リミテッド）が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

投資対象とする「世界REITマザーファンド」および「世界インフラ株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

<訂正後>

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

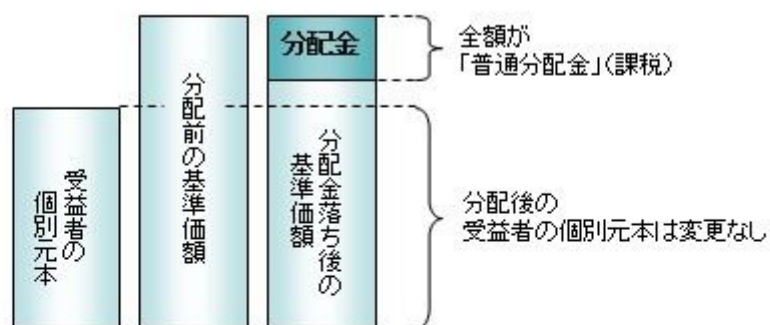
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

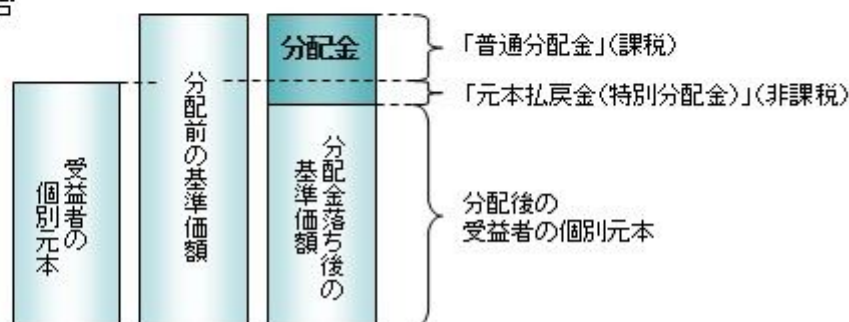
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成27年 3月12日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2014年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	337,412,324	9.33
	アメリカ	1,327,923,632	36.71
	ケイマン	1,036,931,393	28.67
	小計	2,702,267,349	74.70
投資証券	アメリカ	73,629,170	2.04
	ルクセンブルク	218,903,704	6.05
	小計	292,532,874	8.09
親投資信託受益証券	日本	556,131,379	15.37
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		66,415,130	1.84
合計(純資産総額)		3,617,346,732	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	G D A AストラテジーファンドクラスB	901,517,239	1	909,052,120	1.02	922,973,349	25.52
日本	親投資信託受益証券	世界R E I Tマザーファンド	161,945,581	1.7933	290,417,011	2.2918	371,146,882	10.26
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 E T F	19,822	13,120.66	260,077,763	13,256.88	262,777,945	7.26
日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンドT O P I X	173,600	1,322.05	229,508,058	1,424	247,206,400	6.83
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ S & P G S C Iコモディティ・インデックス・トラスト	89,194	3,805.47	339,425,363	2,606.29	232,465,519	6.43
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア S & P 500 E T F	8,717	24,093.60	210,023,980	25,340.81	220,895,889	6.11
日本	親投資信託受益証券	世界インフラ株マザーファンド	132,586,366	1.1795	156,391,622	1.3952	184,984,497	5.11
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド社債 E T F	16,785	11,255.06	188,916,277	10,851.91	182,149,326	5.04
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ J P モルガン・米ドル建てエマーゼン・マーケット債券 E T F	13,613	13,811.41	188,014,772	13,291.84	180,941,859	5.00
アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ヨーロッパ E T F	27,211	5,659.31	153,995,652	5,214.99	141,905,174	3.92
ケイマン	投資信託受益証券	S A M ウォーター ファンド	98,467,120	0.99	98,436,004	1.15	113,493,202	3.14
ルクセンブルク	投資証券	日興AMジャパン・インサイト・ファンド クラスA	117,336.37	825	96,802,505	951	111,586,887	3.08
ルクセンブルク	投資証券	日興AMアジア・パシフィック・ファンド(除く日本) クラスA	22,973.59	4,705.06	108,092,267	4,671.31	107,316,817	2.97
アメリカ	投資信託受益証券	S P D R パークレイズ・インターナショナル・トレジャリー・ボンド E T F	16,042	7,117.27	114,175,277	6,656.77	106,787,920	2.95
日本	投資信託受益証券	日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)	89,383,595	1.0069	90,005,656	1.0092	90,205,924	2.49
アメリカ	投資証券	iシェアーズ M S C I エマーゼン・マーケット E T F	15,589	5,186.06	80,845,505	4,723.14	73,629,170	2.04
ケイマン	投資信託受益証券	ナチュラル・リソース・ファンド ブラジルリアル・クラス	928,162	0.43	404,400	0.3	281,511	0.01
ケイマン	投資信託受益証券	ナチュラル・リソース・ファンド 米ドル・クラス	180,747	1.07	194,086	1.01	183,331	0.01

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	74.70
投資証券	8.09
親投資信託受益証券	15.37
合計	98.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2008年 6月12日)	12,002	12,002	0.9438	0.9438
第2計算期間末 (2009年 6月12日)	6,915	6,915	0.7144	0.7144
第3計算期間末 (2010年 6月14日)	5,625	5,625	0.7479	0.7479
第4計算期間末 (2011年 6月13日)	4,488	4,488	0.7260	0.7260
第5計算期間末 (2012年 6月12日)	3,696	3,696	0.6672	0.6672
第6計算期間末 (2013年 6月12日)	4,237	4,237	0.8487	0.8487
第7計算期間末 (2014年 6月12日)	3,896	3,896	0.9252	0.9252
2013年12月末日	4,220		0.9330	
2014年 1月末日	4,041		0.9037	
2月末日	4,037		0.9052	
3月末日	3,944		0.9087	
4月末日	3,914		0.9154	
5月末日	3,902		0.9222	
6月末日	3,854		0.9270	
7月末日	3,846		0.9344	
8月末日	3,767		0.9376	
9月末日	3,716		0.9451	
10月末日	3,709		0.9530	
11月末日	3,739		1.0189	
12月末日	3,617		1.0140	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2007年 7月31日～2008年 6月12日	0.0000
第2期	2008年 6月13日～2009年 6月12日	0.0000
第3期	2009年 6月13日～2010年 6月14日	0.0000
第4期	2010年 6月15日～2011年 6月13日	0.0000
第5期	2011年 6月14日～2012年 6月12日	0.0000
第6期	2012年 6月13日～2013年 6月12日	0.0000
第7期	2013年 6月13日～2014年 6月12日	0.0000
当中間期	2014年 6月13日～2014年12月12日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2007年 7月31日～2008年 6月12日	5.62
第2期	2008年 6月13日～2009年 6月12日	24.31
第3期	2009年 6月13日～2010年 6月14日	4.69
第4期	2010年 6月15日～2011年 6月13日	2.93
第5期	2011年 6月14日～2012年 6月12日	8.10
第6期	2012年 6月13日～2013年 6月12日	27.20
第7期	2013年 6月13日～2014年 6月12日	9.01
当中間期	2014年 6月13日～2014年12月12日	8.08

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2007年 7月31日～2008年 6月12日	13,998,332,585	1,281,964,301
第2期	2008年 6月13日～2009年 6月12日	42,841,953	3,079,037,376
第3期	2009年 6月13日～2010年 6月14日	6,104,567	2,163,910,691
第4期	2010年 6月15日～2011年 6月13日	2,232,305	1,342,434,219
第5期	2011年 6月14日～2012年 6月12日	976,485	642,686,846
第6期	2012年 6月13日～2013年 6月12日	3,179,848	550,803,646
第7期	2013年 6月13日～2014年 6月12日	2,330,120	784,060,521
当中間期	2014年 6月13日～2014年12月12日	4,422,204	624,683,638

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

運用実績

2014年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額 10,140円
純資産総額 36.17億円

※ 基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

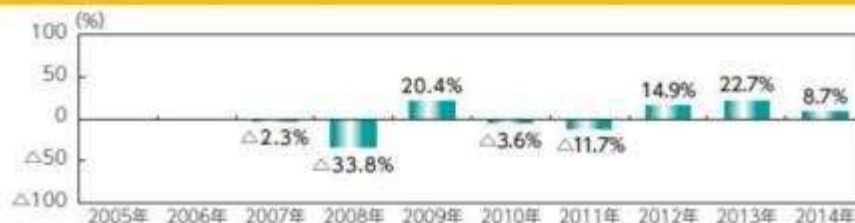
分配の推移(税引前、1万口当たり)

2010年6月	2011年6月	2012年6月	2013年6月	2014年6月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

資産カテゴリー	比率	投資信託証券	資産クラス	比率
株式	25.0%	上場インデックスファンドTOPIX	日本株式	6.8%
		日興AMジャパン・インサイト・ファンド クラスA	日本株式	3.1%
		iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	先進国株式	6.1%
		iシェアーズ ヨーロッパ ETF	先進国株式	3.9%
		iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	新興国株式	2.0%
		日興AMアジア・パシフィック・ファンド(除く日本) クラスA	新興国株式	3.0%
債券	22.7%	日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)	日本債券	2.5%
		SPDR パークレイズ・インターナショナル・トレジャリー・ボンド ETF	先進国債券	3.0%
		iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF	先進国債券	7.3%
		iシェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド社債 ETF	先進国ハイイールド債券	5.0%
		iシェアーズ JPモルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	新興国債券	5.0%
実物資産	25.0%	世界REITマザーファンド	世界REIT(不動産投信)	10.3%
		iシェアーズ S&P GSCIコモディティ・インデックス・トラスト	コモディティ(商品)	6.4%
		ナチュラル・リソース・ファンド ブラジルレアール・クラス	コモディティ(商品)	0.0%
		ナチュラル・リソース・ファンド 米ドル・クラス	コモディティ(商品)	0.0%
		世界インフラ株マザーファンド	インフラ(社会基盤)	5.1%
		SAM ウォーター ファンド	ウォーター(水資源)	3.1%
アルファ戦略	25.5%	GDAAストラテジーファンド クラスB	アルファ戦略	25.5%
現金その他	1.8%			

年間収益率の推移



※ ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ 当ファンドにはベンチマークはありません。

※ 2007年は設定時から2007年末までの騰落率です。

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<更新後>

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成26年6月13日から平成26年12月12日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【プロフェッショナル・ステージ】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成26年6月12日現在	当中間計算期間末 平成26年12月12日現在
資産の部		
流動資産		
預金	222,641,194	2,023,221
コール・ローン	190,973,157	46,393,494
投資信託受益証券	2,617,796,224	2,683,766,617
投資証券	345,955,057	285,065,580
親投資信託受益証券	892,865,454	535,825,715
派生商品評価勘定	-	63,900
未収入金	523,877,582	309,803,145
未収利息	247	74
流動資産合計	4,794,108,915	3,862,941,746
資産合計		
	4,794,108,915	3,862,941,746
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,359	-
未払金	863,989,212	227,218,179
未払解約金	7,241,537	20,406,976
未払受託者報酬	1,061,131	1,019,774
未払委託者報酬	23,346,230	22,436,422
その他未払費用	2,282,335	1,152,525
流動負債合計	897,936,804	272,233,876
負債合計		
	897,936,804	272,233,876
純資産の部		
元本等		
元本	4,211,100,263	3,590,838,829
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	314,928,152	130,959
(分配準備積立金)	346,092,903	295,507,769
元本等合計	3,896,172,111	3,590,707,870
純資産合計		
	3,896,172,111	3,590,707,870
負債純資産合計		
	4,794,108,915	3,862,941,746

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	前中間計算期間		当中間計算期間	
	自	平成25年 6月13日	自	平成26年 6月13日
	至	平成25年12月12日	至	平成26年12月12日
営業収益				
受取配当金		35,982,946		24,646,767
受取利息		30,212		22,374
有価証券売買等損益		108,563,550		43,258,678
為替差損益		144,680,905		250,866,931
営業収益合計		289,257,613		318,794,750
営業費用				
受託者報酬		1,115,087		1,019,774
委託者報酬		24,533,346		22,436,422
その他費用		1,471,165		1,542,793
営業費用合計		27,119,598		24,998,989
営業利益又は営業損失（ ）		262,138,015		293,795,761
経常利益又は経常損失（ ）		262,138,015		293,795,761
中間純利益又は中間純損失（ ）		262,138,015		293,795,761
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		15,584,090		26,246,274
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		755,440,846		314,928,152
剰余金増加額又は欠損金減少額		65,026,624		47,430,735
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		65,026,624		47,430,735
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		164,414		183,029
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		164,414		183,029
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		444,024,711		130,959

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。
----------------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

		前計算期間末 平成26年 6月12日現在	当中間計算期間末 平成26年12月12日現在
1.	期首元本額	4,992,830,664円	4,211,100,263円
	期中追加設定元本額	2,330,120円	4,422,204円
	期中一部解約元本額	784,060,521円	624,683,638円
2.	受益権の総数	4,211,100,263口	3,590,838,829口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	314,928,152円	130,959円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 平成25年 6月13日 至 平成25年12月12日	当中間計算期間 自 平成26年 6月13日 至 平成26年12月12日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 1,114,936円	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 1,361,237円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 平成26年 6月12日現在	当中間計算期間末 平成26年12月12日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
-------------------------	---	----

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

前計算期間末（平成26年 6月12日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	40,722,339	-	40,705,980	16,359
	米ドル	40,722,339	-	40,705,980	16,359
	合計	40,722,339	-	40,705,980	16,359

当中間計算期末（平成26年12月12日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	50,706,780	-	50,642,880	63,900
	米ドル	50,706,780	-	50,642,880	63,900
	合計	50,706,780	-	50,642,880	63,900

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（ 1口当たり情報 ）

前計算期間末 平成26年 6月12日現在		当中間計算期間末 平成26年12月12日現在	
1口当たり純資産額	0.9252円	1口当たり純資産額	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(9,252円)	(1万口当たり純資産額)	(10,000円)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年12月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	3,622,723,460円
負債総額	5,376,728円
純資産総額（ - ）	3,617,346,732円
発行済口数	3,567,448,238口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0140円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額

平成26年12月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（平成26年12月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成26年12月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、平成26年12月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	551	107,757
株式投資信託	496	82,167
単位型	80	2,230
追加型	416	79,937
公社債投資信託	55	25,590
単位型	39	383
追加型	16	25,207
投資法人合計	1	41

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第56期中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

<更新後>

(単位：百万円)

	第54期 (平成25年3月31日)		第55期 (平成26年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	15,820	3	17,805
有価証券		-		234
前払費用	3	380	3	419
未収入金		4		37
未収委託者報酬		7,472		7,162
未収収益	3	342	3	608
関係会社短期貸付金		606		240

立替金		335		303
繰延税金資産		869		984
その他	2	30	2	30
流動資産合計		25,862		27,826
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	48	1	47
器具備品	1	124	1	134
有形固定資産合計		172		181
無形固定資産				
ソフトウェア		70		91
無形固定資産合計		70		91
投資その他の資産				
投資有価証券		7,170		7,290
関係会社株式		22,935		21,702
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		706		692
繰延税金資産		500		525
投資その他の資産合計		31,373		30,271
固定資産合計		31,616		30,544
資産合計		57,478		58,371

(単位：百万円)

		第54期 (平成25年3月31日)		第55期 (平成26年3月31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		305		329
未払金		3,862		3,404
未払収益分配金		6		6
未払償還金		115		112
未払手数料	3	3,195	3	2,743
その他未払金		545		542
未払費用	3	3,282	3	3,239
未払法人税等		589		2,286
未払消費税等	4	123	4	356
賞与引当金		1,770		1,935
役員賞与引当金		80		150
流動負債合計		10,012		11,702
固定負債				
退職給付引当金		1,001		1,081
その他		55		55
固定負債合計		1,057		1,137
負債合計		11,070		12,840
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363

資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	23,530	22,694
利益剰余金合計	23,530	22,694
自己株式	68	68
株主資本合計	46,045	45,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

(2) 【損益計算書】

< 更新後 >

(単位：百万円)

	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,848	63,120
その他営業収益	1,922	2,557
営業収益合計	54,771	65,678
営業費用		
支払手数料	26,955	31,207
広告宣伝費	649	1,081
公告費	7	2
調査費	10,797	13,405
調査費	691	712
委託調査費	10,089	12,669
図書費	17	23
委託計算費	406	465
営業雑経費	530	558
通信費	188	186
印刷費	214	252
協会費	46	43
諸会費	16	11
その他	64	65
営業費用計	39,347	46,721
一般管理費		
給料	6,759	7,171
役員報酬	256	316
役員賞与引当金繰入額	80	150
給料・手当	4,565	4,719
賞与	87	50
賞与引当金繰入額	1,770	1,935
交際費	100	108

寄付金	66	54
旅費交通費	313	448
租税公課	188	209
不動産賃借料	753	755
退職給付費用	312	313
退職金	83	32
固定資産減価償却費	124	109
諸経費	3,061	3,364
一般管理費計	11,764	12,568
営業利益	3,659	6,388

(単位：百万円)

	第54期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)		第55期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	
営業外収益				
受取利息		12		17
受取配当金	1	601	1	1,774
時効成立分配金・償還金		4		4
為替差益		64		26
その他		16		19
営業外収益合計		699		1,842
営業外費用				
支払利息		19		19
有価証券償還損		1		-
時効成立後支払分配金・償還金		15		22
支払源泉所得税		55		57
その他		2		13
営業外費用合計		93		114
経常利益		4,265		8,116
特別利益				
投資有価証券売却益		226		135
関係会社株式売却益		239		-
特別利益合計		465		135
特別損失				
投資有価証券売却損		84		12
関係会社株式評価損		-		4,500
固定資産処分損		3		0
割増退職金		-		59
役員退職一時金		75		235
特別損失合計		163		4,807
税引前当期純利益		4,568		3,445
法人税、住民税及び事業税		1,480		3,020
法人税等調整額		260		119
法人税等合計		1,740		2,900
当期純利益		2,827		544

（３）【株主資本等変動計算書】

< 更新後 >

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	68	44,687
当期変動額							
剰余金の配当				1,468	1,468		1,468
当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	1,358	1,358	-	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	42	42	44,729
当期変動額			
剰余金の配当			1,468
当期純利益			2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	320	320	320
当期変動額合計	320	320	1,678
当期末残高	362	362	46,408

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	836	836	-	836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	40	40	40
当期変動額合計	40	40	876
当期末残高	321	321	45,531

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第55期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1 資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法に より処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～5年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)につ いては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっておりま す。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間 に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 の翌事業年度から費用処理しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。
---------------------------	--

（表示方法の変更）

<p>第55期 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）</p>
<p>「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年 5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年 5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。</p>

（貸借対照表関係）

第54期 (平成25年 3月31日)	第55期 (平成26年 3月31日)																				
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">1,054百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">618百万円</td> </tr> </table>	建物	1,054百万円	器具備品	618百万円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">1,091百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">625百万円</td> </tr> </table>	建物	1,091百万円	器具備品	625百万円												
建物	1,054百万円																				
器具備品	618百万円																				
建物	1,091百万円																				
器具備品	625百万円																				
<p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p>	<p>2 信託資産</p> <p>その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p>																				
<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>現金・預金</td> <td style="text-align: right;">3,818百万円</td> </tr> <tr> <td>前払費用</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> </table> <p>(流動負債)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">143百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">297百万円</td> </tr> </table>	現金・預金	3,818百万円	前払費用	2百万円	未収収益	58百万円	未払手数料	143百万円	未払費用	297百万円	<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>現金・預金</td> <td style="text-align: right;">6,249百万円</td> </tr> <tr> <td>前払費用</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td style="text-align: right;">74百万円</td> </tr> </table> <p>(流動負債)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">98百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">274百万円</td> </tr> </table>	現金・預金	6,249百万円	前払費用	2百万円	未収収益	74百万円	未払手数料	98百万円	未払費用	274百万円
現金・預金	3,818百万円																				
前払費用	2百万円																				
未収収益	58百万円																				
未払手数料	143百万円																				
未払費用	297百万円																				
現金・預金	6,249百万円																				
前払費用	2百万円																				
未収収益	74百万円																				
未払手数料	98百万円																				
未払費用	274百万円																				
<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>	<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>																				
<p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。</p>																				

（損益計算書関係）

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 552百万円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,290百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	19,215,900	-	2,237,400	16,978,500	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,676,400	-	49,500	1,626,900	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,091,800	-	161,700	5,930,100	-
合計		32,249,300	-	2,448,600	29,800,700	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	-	541,200	5,388,900	-
合計		29,800,700	-	1,676,400	28,124,300	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第54期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	第55期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 750百万円	1年内 751百万円
1年超 807百万円	1年超 77百万円
合計 1,558百万円	合計 828百万円

(金融商品関係)

第54期(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュアット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金・預金	15,820	15,820	-
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	-
(3) 未収収益	342	342	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,091	7,091	-
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	-
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	-	-	-
未収委託者報酬	7,472	-	-	-
未収収益	342	-	-	-
投資有価証券				
投資信託	-	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額66百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

(有価証券関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上 額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が	投資信託	724	821	96

取得原価を超えないもの	小計	724	821	96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	130
	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

(持分法損益等)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,069	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,065
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 7,660
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,379

(退職給付関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

イ 退職給付債務	1,101
ロ 未積立退職給付債務	1,101
ハ 未認識数理計算上の差異	99
ニ 退職給付引当金残高	1,001

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

イ 勤務費用	102
ロ 利息費用	13
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171
ホ 退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	0.9%
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	"
利息費用	9	"
数理計算上の差異の発生額	9	"

退職給付の支払額	56	＼
退職給付債務の期末残高	1,174	＼

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	＼
未認識数理計算上の差異	92	＼
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	＼

退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	＼

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	＼
数理計算上の差異の費用処理額	16	＼
確定給付制度に係る退職給付費用	137	＼

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左

対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
--	--------------------	--------------------

付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月 7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第55期(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日

権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月 7 日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第54期 (平成25年 3 月31日)	第55期 (平成26年 3 月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	672	賞与引当金繰入超過額	689
その他	196	その他	294
小計	869	小計	984
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	149	投資有価証券評価損	148
退職給付引当金超過額	361	関係会社株式評価損	1,665
固定資産減価償却超過額	174	退職給付引当金超過額	385
その他	75	固定資産減価償却超過額	158
小計	760	その他	34
繰延税金資産小計	1,630	小計	2,391
評価性引当金	61	繰延税金資産小計	3,375
繰延税金資産合計	1,568	評価性引当金	1,665
		繰延税金資産合計	1,710
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	199	その他有価証券評価差額金	200
繰延税金負債合計	199	繰延税金負債合計	200
繰延税金資産の純額	1,369	繰延税金資産の純額	1,510
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率	38.0%
		(調整)	
		評価性引当金の増減	46.6%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%
		税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%
		海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%

第54期
(平成25年3月31日)

第55期
(平成26年3月31日)

	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第151号)が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。</p>
--	--

(関連当事者情報)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	525 (千SGD 8,000)	関係会社短期貸付金	606 (千SGD 8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	5 (千SGD 76)	未収収益	5 (千SGD 76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円

純資産合計	9,826百万円
営業収益	7,917百万円
税引前当期純利益	2,801百万円
当期純利益	2,091百万円

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	398 (千 SGD 5,059) (注2)	関係会社 短期貸付金	240 (千 SGD 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	15 (千 SGD 192)	未収収益	5 (千 SGD 64)
							増資の引受(注3)	3,266 (千 SGD 40,000)	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額 398百万円(5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD)及び返済 638百万円(8,000千 SGD)であります。
- Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場場で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790百万円
負債合計	1,713百万円
純資産合計	14,076百万円

営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭
1株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,827	544
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	46,408	45,531

純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

（1）中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,789
有価証券		226
未収委託者報酬		6,584
未収収益		938
関係会社短期貸付金		258
繰延税金資産		487
その他	2	2,365
流動資産合計		26,649
固定資産		
有形固定資産	1	235
無形固定資産		92
投資その他の資産		
投資有価証券		9,667
関係会社株式		21,702
関係会社長期貸付金		60
長期差入保証金		683
繰延税金資産		357
投資その他の資産合計		32,471
固定資産合計		32,799
資産合計		59,448

(単位：百万円)

		第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		3,203
未払費用		3,470

未払法人税等		871
未払消費税等	3	550
賞与引当金		875
役員賞与引当金		120
その他		671
流動負債合計		9,763
固定負債		
退職給付引当金		1,071
固定負債合計		1,071
負債合計		10,834
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		25,511
利益剰余金合計		25,511
自己株式		68
株主資本合計		48,026
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		587
評価・換算差額等合計		587
純資産合計		48,614
負債純資産合計		59,448

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第56期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		30,757
その他営業収益		1,678
営業収益合計		32,435
営業費用及び一般管理費	1	29,279
営業利益		3,156
営業外収益	2	862
営業外費用	3	86
経常利益		3,931
特別利益	4	174
特別損失	5	3
税引前中間純利益		4,102
法人税、住民税及び事業税		831

法人税等調整額	495
中間純利益	2,775

(3) 中間株主資本等変動計算書

第56期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209
会計方針の変更による 累積的影響額				41	41		41
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,735	22,735	68	45,250
当中間期変動額							
剰余金の配当							
中間純利益				2,775	2,775		2,775
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	2,775	2,775	-	2,775
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	25,511	25,511	68	48,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	321	321	45,531
会計方針の変更による 累積的影響額			41
会計方針の変更を反映した 当期首残高	321	321	45,572
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			2,775
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	265	265	265
当中間期変動額合計	265	265	3,041
当中間期末残高	587	587	48,614

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

（会計方針の変更）

<p>第56期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)</p>

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務年数に対応した高格付社債の流通利回りを基礎とする方法から退職給付の支払見込期間及び期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が63百万円減少、繰延税金資産が22百万円減少、繰越利益剰余金が41百万円増加しております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額に対する影響額は、軽微であります。

(中間貸借対照表関係)

第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 1,750百万円
2	信託資産 その他流動資産のうち180百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
4	保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務47百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務113百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 50百万円 無形固定資産 16百万円
2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3百万円 受取配当金 761百万円
3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 10百万円 時効成立後支払分配金・償還金 4百万円 支払源泉所得税 71百万円
4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 174百万円
5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 3百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第56期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	-	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	-	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,388,900	-	330,000	5,058,900	-
合計		28,124,300	-	330,000	27,794,300	-

(注) 1 平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当中間会計期間末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
オペレーティング・リース取引

解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	766百万円
1年超	3,502百万円
合計	4,268百万円

（金融商品関係）

第56期中間会計期間(平成26年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	15,789	15,789	-
(2) 未収委託者報酬	6,584	6,584	-
(3) 未収収益	938	938	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,864	9,864	-
(5) 未払金	(3,203)	(3,203)	-
(6) 未払費用	(3,470)	(3,470)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第56期中間会計期間(平成26年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,573	7,543	1,029
	小計	8,573	7,543	1,029
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,291	1,407	116
	小計	1,291	1,407	116
合計		9,864	8,951	913

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 30百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等)

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,075百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	7,780百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	762百万円

(ストックオプション等関係)

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
1株当たり純資産額	246円89銭
1株当たり中間純利益金額	14円09銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
中間純利益(百万円)	2,775
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	2,775
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)5,058,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期中間会計期間 (平成26年 9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	48,614

純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	48,614
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 50,000百万円（平成26年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

<更新後>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
シティバンク銀行株式会社	123,100百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

<更新後>

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	44百万シンガポールドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

3【資本関係】

<更新後>

(3) 投資顧問会社

日興アセットマネジメント株式会社の100%子会社である持株会社が、日興アセットマネジメント アジア リミテッドの発行済株式総数の100%を保有しております。（平成26年9月末現在）

独立監査人の中間監査報告書

平成27年1月21日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているプロフェッショナル・ステージの平成26年6月13日から平成26年12月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、プロフェッショナル・ステージの平成26年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年6月13日から平成26年12月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。